

佐賀嬉野バリアフリースターセンター会則

(名称)

第1条 この会の名称を佐賀嬉野バリアフリースターセンターと称す（以下センターと称する）

(目的)

第2条 センターは、嬉野市で採択された「ひとにやさしいまち宣言」に基づき日本一ひとにやさしいまちづくりを実現化するために地元住民をはじめ、各企業また、行政等各方面と連携し嬉野市を中心にしたUD化（ユニバーサルデザイン）BF化（バリアフリー）の促進および観光の推進を図る

(事業)

第3条 センターは、目的を達成するために次の事業を行う

1. UD, BFに関する情報の収集と発信
2. BF観光の推進と、BF関係のイベントの誘致、実施
3. UD, BFに関する社会啓発と、啓蒙活動
4. 各施設等のUD, BF化の為の調査および改善のためのアドバイス
5. 上記4つの事業を推進するためのスタッフ養成
6. その他センターの目的を達成する為に必要な事業

(会員)

第4条 1.会員の参加資格は佐賀嬉野バリアフリースターセンターの活動内容を理解し積極的に参加し活動できる者、若しくは有益な助言等を行える者とする
2.会員は個人会員と団体会員とする

(入会)

第5条 1.入会は会長宛に所定の申込用紙を提出し、理事会の了承を受けなければならない
2.会費は別途定める

第6条 理事会が入会を拒否した者については、申込者に対し会長名にて書面で拒否理由を通知する

(退会)

第7条 退会を希望する者は所定の用紙を持って会長に提出し理事会の承認を得なければならない

(除名)

第8条 会費の未納およびセンターの社会的名誉を傷つける等の行為をした者は、理事会の決定をもって除名する事ができる

(役員)

第9条 センターに次の役員を置く

1. 理事3名以上20名以内
2. 会長1名 副会長2名 専務理事1名
3. 監事2名
4. 顧問2名

(アドバイザー)

第10条 必要に応じてアドバイザーを設置する

(役員職務)

- 第11条 1. 会長はセンターを代表し会務を総理する
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときまた、欠けた時はあらかじめ会長がつけた順位でその職務を代行する
 3. 専務理事は会長、副会長を補佐し実務を執行する
 4. 監事は会務および会計を監査し必要とされる場合総会を招集する
 5. 顧問は会長の要請により、会務についての意見具申および必要な活動を行う

(役員任期)

- 第12条 役員任期は2年とするただし再任を妨げない

(理事選出)

- 第13条 理事・監事の選出は総会で行う

(役員選出)

- 第14条 1. 会長・副会長及び専務理事の選出は理事の互選とし総会の承認を受け選任する
2. 顧問は会長が推薦し理事会の承認を受ける

(会議)

- 第15条 1. 会議は理事会、総会、執行部会とする
2. 理事会において会長が必要と判断した場合は顧問、アドバイザー、その他参考人を参加させることが出来る
 3. 総会は定時総会のほか必要に応じて臨時総会を開催する
 4. 執行部会は、会長、副会長、専務理事で構成し、会長または専務理事が必要に応じて開催する
 5. 会議の議長は会長がこれにあたる

(事務局)

- 第16条 1. センターに事務局を設置する
2. 事務局に事務局長を置く

(事業年度)

- 第17条 センターの事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(その他)

- 第18条 この会則に記載されていないものについては理事会の議決を経て別に定める

(附則)

1. 入会 第5条の規定に関わらず設立当初の会員は発会式で配布された会員名簿に記載された者とする
2. 役員選出 第14条の規定に関わらず役員選出は設立総会で行う
3. 事業年度 第17条の規定に関わらず設立当初の事業年度は、設立の日から翌年3月31日までとする
4. 設立当初の事務局は嬉野市嬉野町大字下宿乙552番1とする
平成19年12月より嬉野市嬉野町大字下宿乙2202-55へ置く
5. この会則は、平成19年5月31日より施行する
6. 第5条2. 会費は平成27年5月14日より次の通りとする
*個人会員1口2,000円 *法人会員1口5,000円 *サポート会員1口1,000円
7. 第16条2.は平成30年5月16日より次の通りとする 第16条2. 事務局に事務局長を置く